

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月24日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【事務連絡者氏名】 太田 裕之

【電話番号】 03 - 4530 - 7093

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間 1,000億円を上限とします。  
継続申込期間 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年4月20日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年6月16日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」という。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

## 【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

## 第一部【証券情報】

### （４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

<略>

基準価額は、販売会社（下記「(8)申込取扱場所」の項をご参照ください。）にてご確認いただけます。  
また、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com

<訂正後>

<略>

基準価額は、販売会社（下記「(8)申込取扱場所」の項をご参照ください。）にてご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA新興債」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

当ファンドは主として外国投資信託「<sup>スバイダー</sup>SPDR バークレイズ新興国債券 UCITS ETF <sup>1</sup>」受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にバークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス<sup>2</sup>（円ベース）に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

<sup>1</sup> 正式名称：SPDR<sup>®</sup> Barclays Emerging Markets Local Bond UCITS ETF

<sup>2</sup> 正式名称：Barclays Emerging Markets Local Currency Liquid Government Index

また、主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得をめざす

親投資信託「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」受益証券にも投資を行います。

米国ボルカー・ルール適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、

2016年5月末を目途に「短期国債マザーファンド」に変更する予定です。

< 略 >

当ファンドが該当する商品分類

< 略 >

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1回	<b>グローバル (日本を除く)</b>	ファミリー ファンド	あり ( )	日経 225
	年 2回	日本			
	年 4回	北米			
	年 6回 (隔月)	欧州			
債券 一般 国債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	TOPIX
	日々	オセアニア			
	日々	中南米			
	日々	中近東			
不動産投信	その他 ( )	アフリカ			その他 (パークレイズ・エ マーシング・マー ケッツ・ローカル・ カレンシー・リキッ ド・ガバメント・イ ンデックス(円ペ ース))
その他資産 (投資信託証券 (債券))		(中東)			
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		<u>エマージング</u>			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券))	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年 1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	<u>グローバル (日本を除く)</u>	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を除く)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象 インデックス	その他	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

## ファンドの目的

主として外国投資信託「<sup>スバイダー</sup>SPDRパークレイズ新興国債券UCITS ETF」受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にパークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)に連動する投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。

## ファンドの特色

- 外国投資信託への投資を通じて、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券市場に投資すると共に、マザーファンドへの投資を通じて、日本の短期公社債市場に投資します。

  - パークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス<sup>※1</sup>に連動する投資成果の獲得をめざす外国投資信託「<sup>スバイダー</sup>SPDRパークレイズ新興国債券UCITS ETF<sup>※2</sup>」受益証券を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。

※1 正式名称は「Barclays Emerging Markets Local Currency Liquid Government Index」といい、パークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)は、構成通貨をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化したものです。

※2 正式名称は「SPDR<sup>®</sup> Barclays Emerging Markets Local Bond UCITS ETF」といい、後掲する「投資対象とする投資信託の概要」をご参照ください。
  - 主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得をめざす「ステート・ストリート短期国債マザーファンド<sup>®</sup>」受益証券にも投資を行います。

※ 米国ボルカー・ルール<sup>®</sup>の適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年5月末を目途に「短期国債マザーファンド」に変更する予定です。
- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式およびファミリーファンド方式を併用して運用を行います。

※ファンド・オブ・ファンズ方式およびファミリーファンド方式については、「ファンドの運用の仕組み」をご覧ください。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

したがって投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

## ファンドの運用の仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式およびファミリーファンド方式を併用して運用を行います。投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、ファンド・オブ・ファンズ方式とは、その資金の一部を外国投資信託などの他ファンドの受益証券に、ファミリーファンド方式とは、その資金の一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、それぞれの受益証券の損益はすべてベビーファンドに還元されます。



※マザーファンドには、「ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)があります。

## 投資対象とする外国投資信託の概要

### SPDRバークレイズ新興国債券UCITS ETF

運用の基本方針	新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券の動きに連動するバークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックスの価格と利回りに、経費控除前で、おおむね連動する投資成果を上げることを目標とします。
主要投資対象	新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券
運用報酬等	純資産総額に対して年率0.50%程度（運用報酬等は、本書作成日現在における料率であり、将来変更される可能性があります。）
運用会社	SSGAファンド・マネジメント・インク（SSGA Funds Management, Inc.）

#### <SSGAファンド・マネジメント・インクの概要>

SSGAファンド・マネジメント・インクは、2001年に米国（マサチューセッツ州ボストン市）において設立された運用会社であり、ステート・ストリート・コーポレーションの100%子会社です。同社は米国証券取引委員会（SEC）に登録された運用会社として、上記の上場投資信託（ETF）を始めとして多くの「SPDR<sup>スプライダー</sup>トラスト・シリーズ」のETFなどを運用しています。なお、SSGAとは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのイニシャルです。

## 投資対象とするマザーファンドの概要

### ステート・ストリート短期国債マザーファンド

運用の基本方針	主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得をめざして運用を行います。
主要投資対象	日本の短期公社債等
投資態度	・満期1年以内の日本の国債を主要投資対象とします。 ・公社債の組入比率は原則として高位を維持します。

#### ■ 主な投資制限

1. SPDRバークレイズ新興国債券UCITS ETFおよびマザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
2. 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

#### ■ 収益分配方針

毎決算時（原則として4月15日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

##### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等全額とします。

##### ② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

##### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

#### ■ 収益分配金に関する留意事項

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

## &lt; 訂正後 &gt;

当ファンドは、MA（マルチアセット）ファンドシリーズ<sup>1</sup>の一つであり、主として外国投資信託「SPDR<sup>スパイダー</sup> バークレイズ新興国債券 UCITS ETF<sup>2</sup>」受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にバークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス<sup>3</sup>（円ベース）に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

1 MA（マルチアセット）ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果を目指して運用を行うインデックス型商品群の総称です。

2 正式名称：SPDR<sup>®</sup> Barclays Emerging Markets Local Bond UCITS ETF

3 正式名称：Barclays Emerging Markets Local Currency Liquid Government Index

また、主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得をめざす親投資信託「短期国債マザーファンド」受益証券にも投資を行います。

米国ボルカー・ルールの適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年5月31日付にて、ファンド名称から“ステート・ストリート”を削除しました。

< 略 >

## 当ファンドが該当する商品分類

< 略 >

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ( )	日経 225
	年 2回	日本			
	年 4回	北米			
	年 6回 (隔月)	欧州			
債券 一般 国債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	TOPIX
	日々	オセアニア			
	日々	中南米			
	その他 ( )	アフリカ			
不動産投信		中近東  (中東)			その他 (バークレイズ・エ マージング・マー ケッツ・ローカル・ カレンシー・リキッ ド・ガバメント・イ ンデックス(円ベー ス))
その他資産 (投資信託証券 (債券))		中近東  (中東)			
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		エマージング			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券））	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## ファンドの目的

当ファンドは、MA(マルチアセット)ファンドシリーズ<sup>※</sup>の一つであり、主として外国投資信託「SPDR<sup>スハイダー</sup>バークレイズ新興国債券UCITS ETF」受益証券への投資を通じて、実質的に新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券へ幅広く分散投資することにより、中長期的にバークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)に連動する投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。

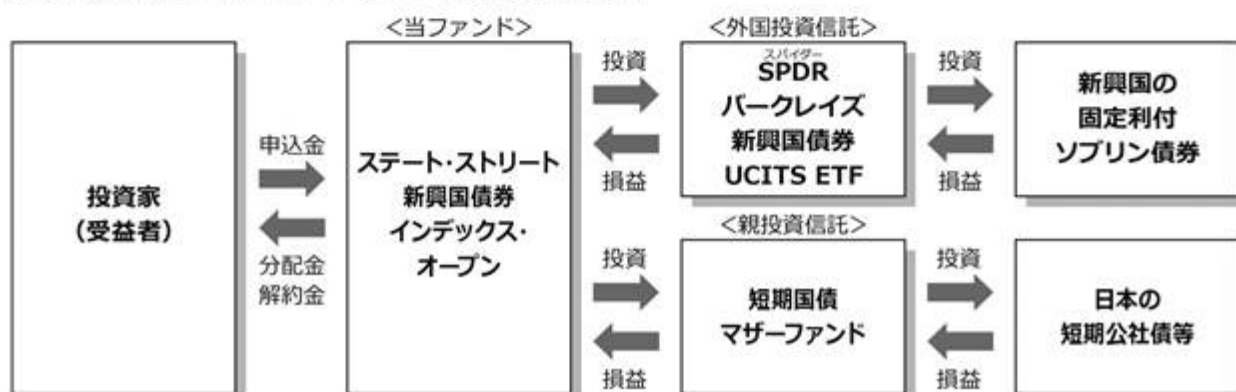
※MA(マルチアセット)ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果を目指して運用を行うインデックス型商品群の総称です。

## ファンドの特色

- 外国投資信託への投資を通じて、新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券市場に投資すると共に、マザーファンドへの投資を通じて、日本の短期公社債市場に投資します。
  - バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス<sup>※1</sup>に連動する投資成果の獲得をめざす外国投資信託「SPDR<sup>スハイダー</sup>バークレイズ新興国債券UCITS ETF<sup>※2</sup>」受益証券を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。
    - ※1 正式名称は「Barclays Emerging Markets Local Currency Liquid Government Index」といい、バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックス(円ベース)は、構成通貨をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化したものです。
    - ※2 正式名称は「SPDR<sup>スハイダー</sup> Barclays Emerging Markets Local Bond UCITS ETF」といい、後掲する「投資対象とする投資信託の概要」をご参照ください。
  - 主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得をめざす「短期国債マザーファンド<sup>※</sup>」受益証券にも投資を行います。
    - ※米国ボルカー・ルール<sup>※</sup>の適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年5月31日付にて、ファンド名称から「ステート・ストリート」を削除しました。
- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式およびファミリーファンド方式を併用して運用を行います。
  - ※ファンド・オブ・ファンズ方式およびファミリーファンド方式については、「ファンドの運用の仕組み」をご覧ください。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
  - したがって投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

## ファンドの運用の仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式およびファミリーファンド方式を併用して運用を行います。投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、ファンド・オブ・ファンズ方式とは、その資金の一部を外国投資信託などの他ファンドの受益証券に、ファミリーファンド方式とは、その資金の一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、それぞれの受益証券の損益はすべてベビーファンドに還元されます。



※マザーファンドには、「ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)があります。

## 投資対象とする外国投資信託の概要

### SPDRバークレイズ新興国債券UCITS ETF

運用の基本方針	新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券の動きに連動するバークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・リキッド・ガバメント・インデックスの価格と利回りに、経費控除前で、おおむね連動する投資成果を上げることを目標とします。
主要投資対象	新興国の現地通貨建て固定利付ソブリン債券
運用報酬等	純資産総額に対して年率0.50%程度（運用報酬等は、本書作成日現在における料率であり、将来変更される可能性があります。）
運用会社	SSGAファンド・マネジメント・インク（SSGA Funds Management, Inc.）

#### <SSGAファンド・マネジメント・インクの概要>

SSGAファンド・マネジメント・インクは、2001年に米国（マサチューセッツ州ボストン市）において設立された運用会社であり、ステート・ストリート・コーポレーションの100%子会社です。同社は米国証券取引委員会（SEC）に登録された運用会社として、上記の上場投資信託（ETF）を始めとして多くの「SPDR<sup>スパイダー</sup>トラスト・シリーズ」のETFなどを運用しています。なお、SSGAとは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズのイニシャルです。

## 投資対象とするマザーファンドの概要

### 短期国債マザーファンド

運用の基本方針	主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得をめざして運用を行います。
主要投資対象	日本の短期公社債等
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期1年以内の日本の国債を主要投資対象とします。</li> <li>公社債の組入比率は原則として高位を維持します。</li> </ul>

### 主な投資制限

- SPDRバークレイズ新興国債券UCITS ETFおよびマザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

### 収益分配方針

毎決算時（原則として4月15日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

#### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等全額とします。

#### ② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

#### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

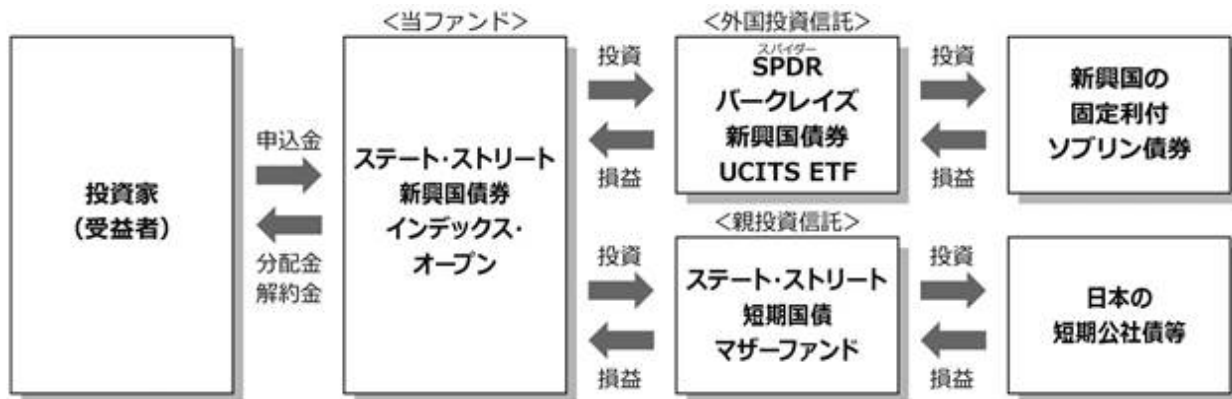
### 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

## (3) 【ファンドの仕組み】

&lt;訂正前&gt;

&lt;略&gt;



&lt;略&gt;

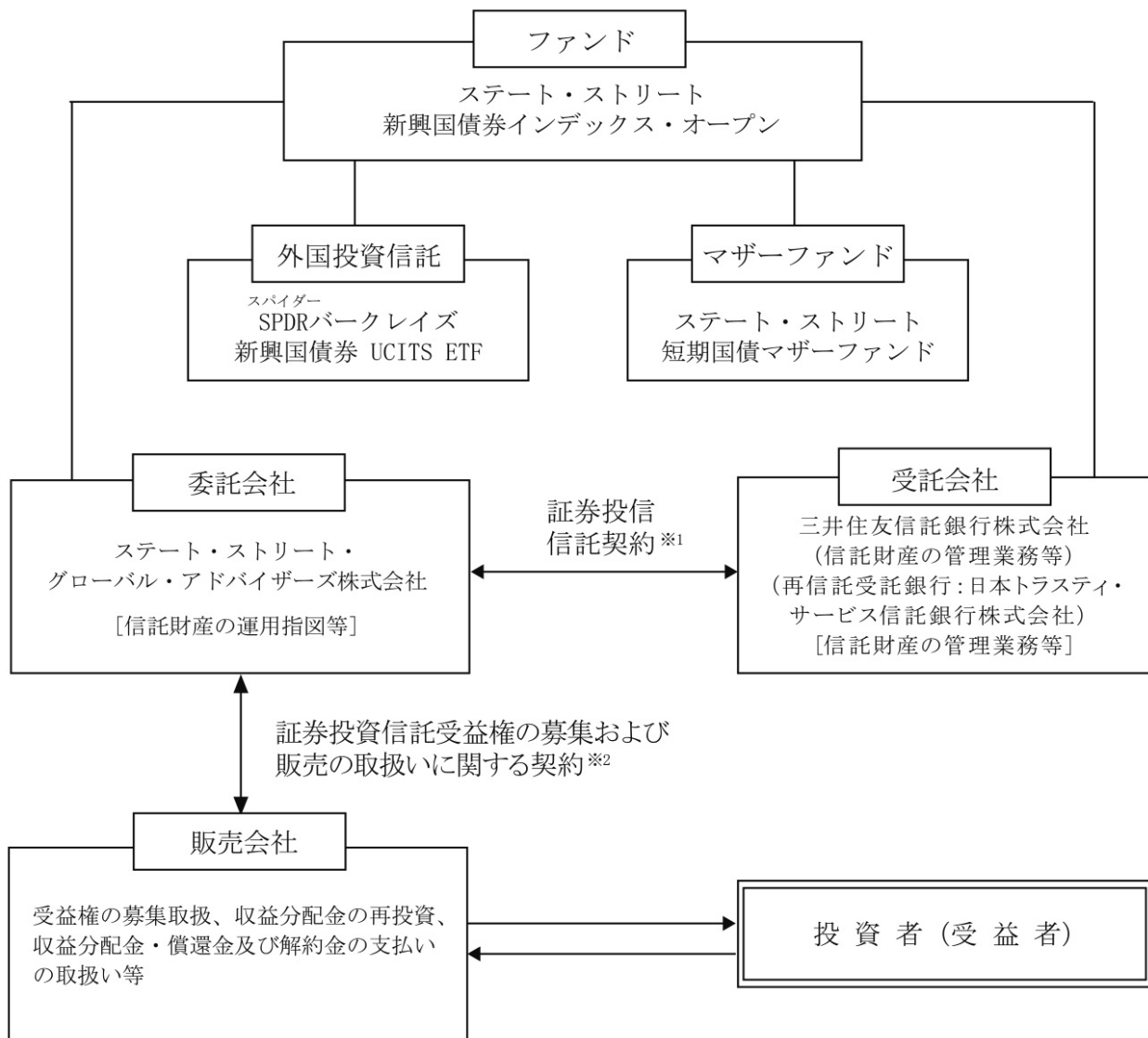
ファンドの関係法人

&lt;略&gt;

3) 販売会社

&lt;略&gt;

## ファンド関係法人



&lt; 略 &gt;

&lt; 訂正後 &gt;

&lt; 略 &gt;



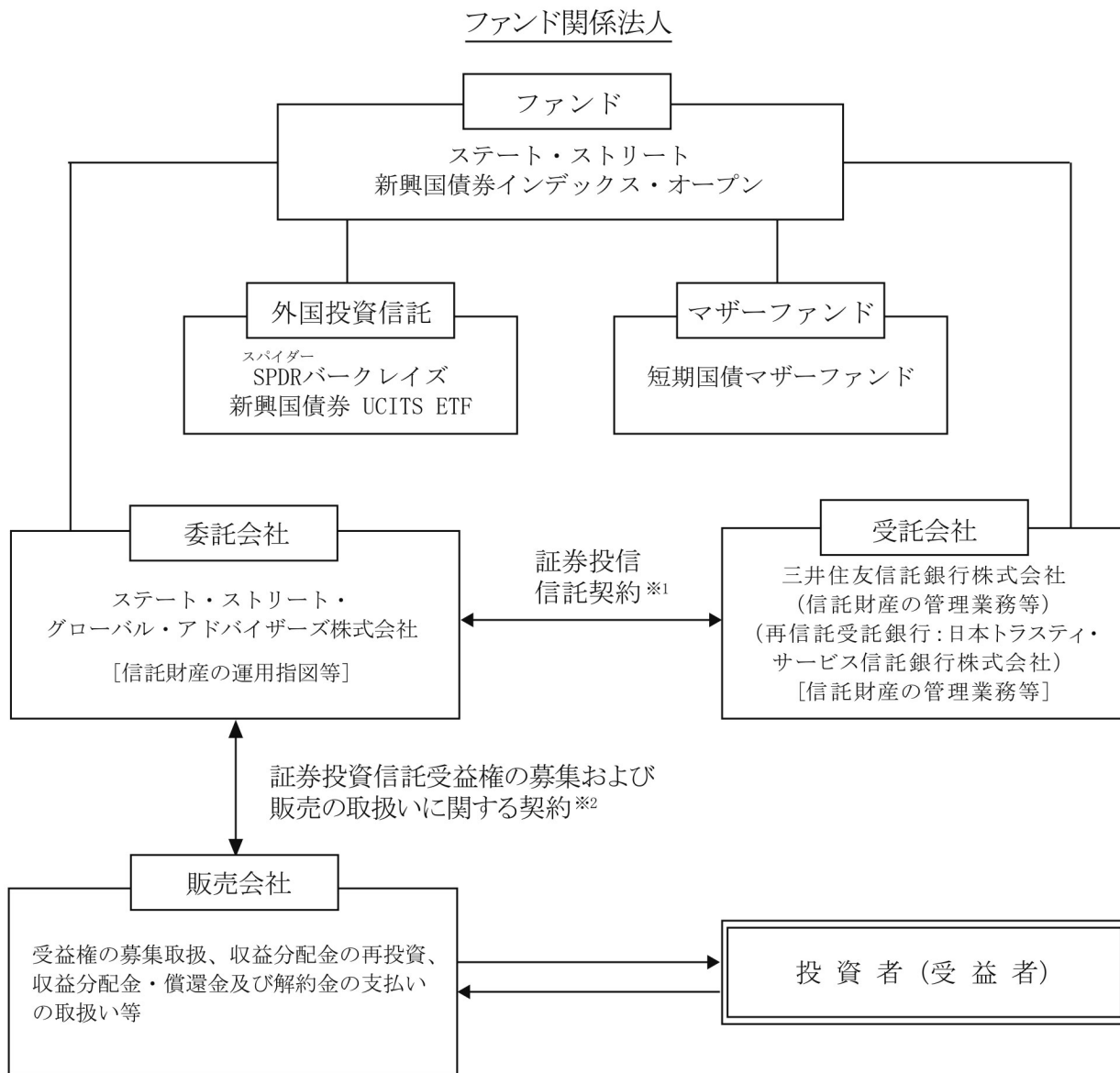
&lt; 略 &gt;

## ファンドの関係法人

&lt; 略 &gt;

## 3) 販売会社

&lt; 略 &gt;



&lt; 略 &gt;

## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

&lt; 訂正前 &gt;

SPDRバークレイズ新興国債券UCITS ETF受益証券（以下「SPDR新興国債券ETF」といいます。）および  
 ステート・ストリート短期国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を  
 主要投資対象とします。

&lt; 略 &gt;

&lt; 訂正後 &gt;

SPDRバークレイズ新興国債券UCITS ETF受益証券(以下「SPDR新興国債券ETF」といいます。)および短期国債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。

< 略 >

## (2)【投資対象】

< 訂正前 >

委託会社は、信託金を、主として外国投資信託「SPDRバークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF」受益証券およびステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します(信託約款第15条)。

< 略 >

< 訂正後 >

委託会社は、信託金を、主として外国投資信託「SPDRバークレイズ新興国債券(現地通貨建て)ETF」受益証券およびステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「短期国債マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します(信託約款第15条)。

< 略 >

## (5)【投資制限】

< 訂正前 >

< 略 >

(参考)「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

(参考)「短期国債マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「短期国債マザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「短期国債マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

< 略 >

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

< 訂正前 >

< 略 >

#### 3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com

<訂正後>

<略>

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA新興債」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) <略>

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成27年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成27年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成28年6月17日より受益権の募集取扱等を開始する予定です。

<訂正後>

(1) <略>

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成27年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成27年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。